

「余裕期間制度」を活用した建設工事の試行について

1 概要

本市が発注する建設工事において、契約締結日から実工期の30%を超えず、かつ、最大120日を超えない範囲で、余裕期間（建設資機材や労働者等の準備の期間を確保し、受注者の円滑な施行体制の整備を図るための期間）を設定することができる制度です。

2 用語の意義等（詳細については別紙「「余裕期間制度」を活用した建設工事の考え方について」を御参照ください。）

(1) 余裕期間

契約締結日から工事の始期日の前日までの期間

余裕期間内は、

ア 現場代理人、主任技術者または監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を設置することを要しない。

イ 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、現場事務所等の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない。

(2) 実工期

契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および後片付け期間を含めた工期の始期日から工期の終期日までの期間

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間

3 余裕期間制度の方式

余裕期間制度で次の2方式を本市では採用しており、発注者においていずれかの方式を選定します。

(1) 発注者指定方式

発注者が実工期の始期日および実工期の終期日を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間に受注者が実工期の始期日を設定する方式

4 主任技術者等の設置について

主任技術者については、契約日からではなく工事着手日からとし、余裕期間中は主任技術者等が他工事に従事中等で設置できない場合でも受注が可能となります。

なお、主任技術者等を設置しなくてもよい前提として、余裕期間中は現場への資材搬入や仮設物の設置等を行えないこととなるため、この間の現場管理は発注者の責任において行うこととします。

5 契約締結後における工事着手時期の変更について

任意着手方式において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、契約を変更することにより、工事に着手することができるものとします。

6 契約書へ記載する工期

全体工期とし、その他事項欄において余裕期間設定工事であることを記載するとともに、実工期を記載します。

7 その他

(1) 契約保証の期間について 契約締結日から実工期の終期日までとします。

(余裕期間を含む。)

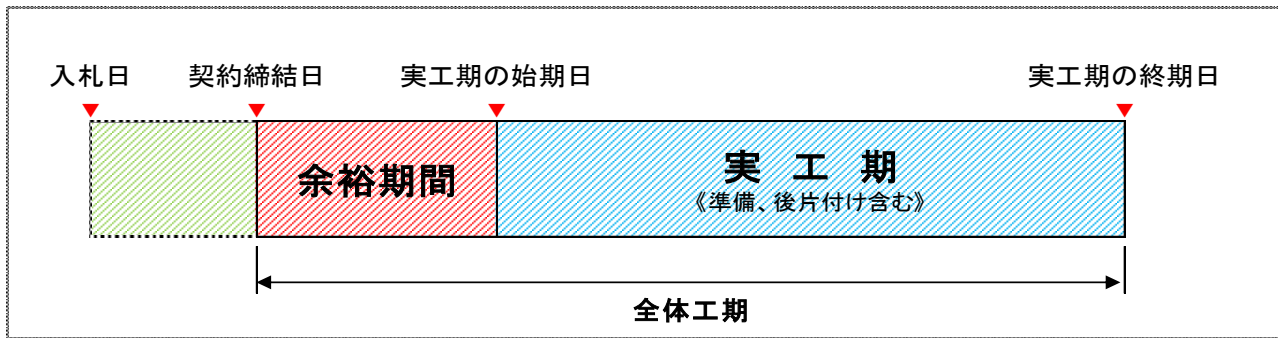
(2) 前金払の請求について 工事着手日から請求できるものとします。

(余裕期間中は請求することは出来ない。)

(3) コリンズ (CORINS) に登録する「技術者の従事期間」について 技術者の従事期間は実工期とします。

「余裕期間制度」を活用した建設工事の考え方について

1. 余裕期間制度の考え方



●余裕期間

契約締結日から実工期の始期日の前日までの期間。

(契約締結日から実工期の30%を超えず、かつ最大120日を超えない範囲)

※ 余裕期間は、現場代理人、主任技術者または監理技術者の配置は不要。

ただし、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材搬入、仮設物の配置等、工事の着手（現場事務所等の建設、測量等）を行うことはできない。

現場への資材搬入や仮設物の配置等を行えないことから、見積において経費等の積算は行わないものとする。

●実工期

実際の工期の始期日から終期日までの期間。なお、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および後片付け期間を含む。

●全体工期

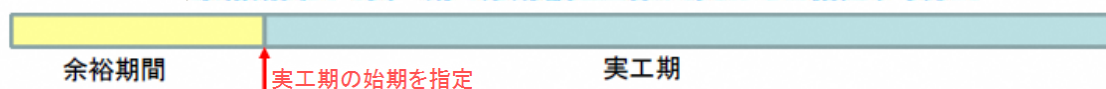
余裕期間と実工期を合わせた期間。

2. 余裕期間制度の方式

本市においては余裕期間制度を以下の2方式について試行的に実施する。

①	発注者指定方式	発注者が実工期の始期日および実工期の終期日を指定する方式。
②	任意着手方式	発注者が示した工事着手期限までの間に受注者が実工期の始期日を設定する方式。

①「発注者指定方式」：余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

